

## 令和元年度「技能実習法に係る中国地区地域協議会」の開催について

平成 29 年 11 月 1 日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき、技能実習生を受入れている各地域において、出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等をはかることを目的とし、下記のとおり協議会を開催します。

### 記

1. 開催日時：令和元年 7 月 19 日（金）13:30～16:00
2. 開催場所：広島合同庁舎 4 号館 2 階 共用第 11 号会議室（広島県広島市中区上八丁堀 6-30）
3. 協議会構成員  
鳥取労働局・島根労働局・岡山労働局・広島労働局・山口労働局  
広島出入国在留管理局・中国四国農政局・中国経済産業局・中国地方整備局・中国運輸局  
鳥取県警察本部・島根県警察本部・岡山県警察本部・広島県警察本部・山口県警察本部  
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県  
外国人技能実習機構広島事務所
4. 協議事項等
  - ・中国地区における「平成 30 年度の技能実習制度適正化のための取組方針」の確認等
  - ・中国地区における技能実習制度の現状、課題等
  - ・中国地区における「令和元年度の技能実習制度適正化のための取組方針等」※ 本協議会は、不正・問題事案等への言及も考えられることから非公開での開催となります。  
開催後、取組方針を除く資料は、原則、広島労働局ホームページで公開する予定です。

### 【意見を募集します】

- ① 内 容：技能実習制度に関すること、本協議会に関すること
  - ② 募集期間：令和元年 6 月 28 日（金）～同年 7 月 12 日（金）
  - ③ 提出様式：任意の様式による
  - ④ 提出先：広島労働局 労働基準部 監督課へ郵送、又は持参により提出  
（〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 5 階）
- ※ 1）意見書は、提出される団体名以外の個人情報記載せず、A4（12～14 ポイント）で 10 ページ以内としてください。
- ※ 2）提出された意見書は、本協議会の協議事項の参考とさせていただきます。
- ※ 3）提出された意見書の広島労働局ホームページでの公開の可否について、意見書に記載してください。
- ※ 4）「技能実習法に係る中国地区地域協議会の設置要綱」の 3 の（4）「中国地区地域協議会は、必要があると認めるときは、中国地区地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。」旨の規定に基づき、本協議会での意見陳述を希望される場合、意見書にその旨を記載してください。
- なお、本協議会は非公開での開催となりますので、意見陳述が認められた場合であっても、意見陳述後は退席していただくこととなります。